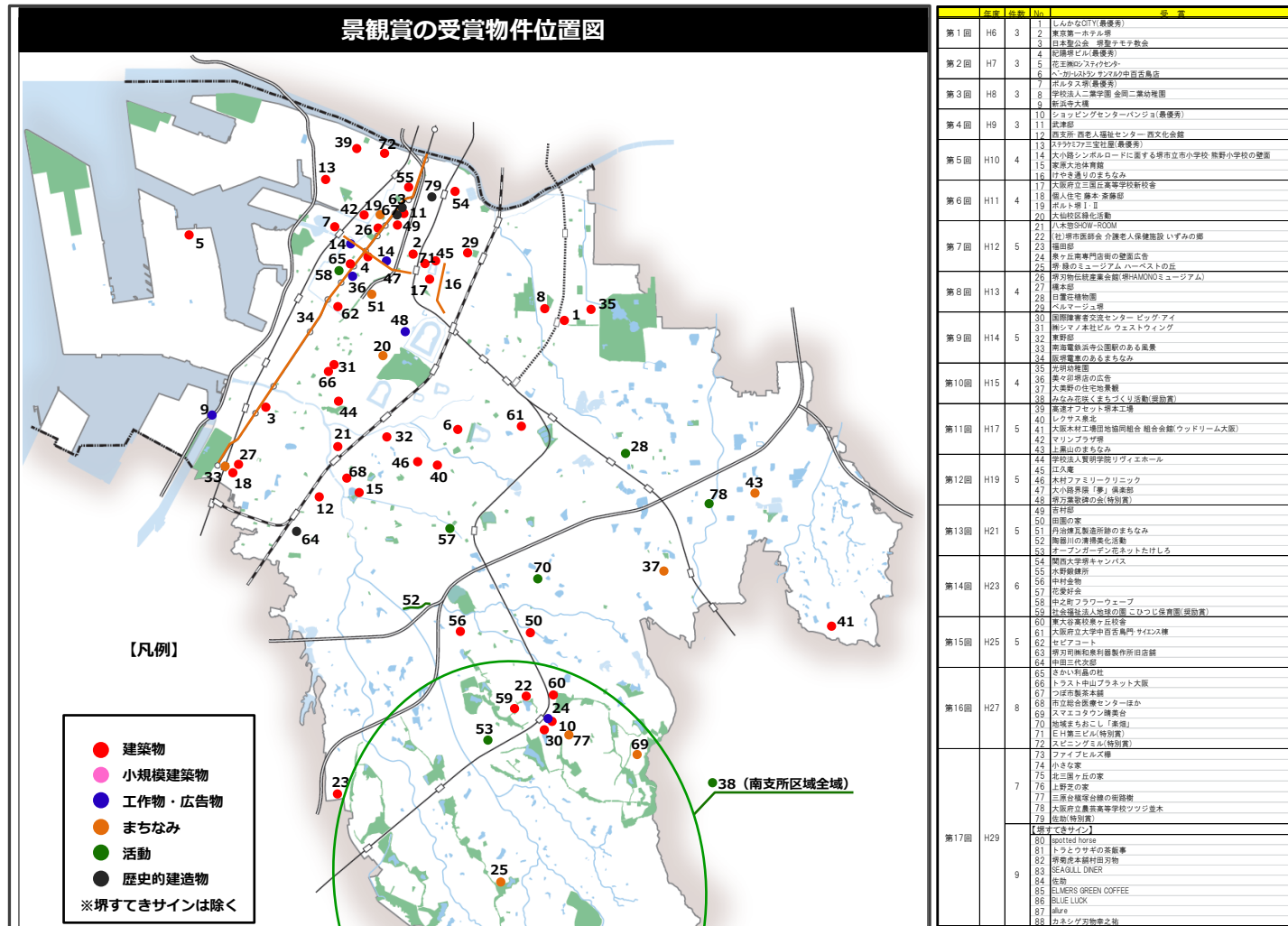


これまでの取り組み④

③住民主体の景観まちづくり <コミュニティレベル>

■堺市景観賞

堺市内の優れた景観に資する建築物や工作物、屋外広告物、まちなみ及び良好な景観形成に貢献する活動について、広く市民の皆さまに知っていただくほか、その事業関係者を堺市長が表彰、あるいは優良なものとして認定することにより、市民や関係者の意識醸成を図り、魅力ある景観の創出を促進するもの。平成6年度～平成29年度：堺市景観賞受賞 計79件、堺すてきサイン認定 計9件



●第17回堺市景観賞(平成29年度)

- ・新たに『小規模建築物部門』及び『屋外広告物部門(堺すてきサイン)』を設置。
- ・募集及び投票期間に併せ、各区役所において応募・投票促進のための景観パネル展を実施
 - ➡推薦・応募物件 51件
 - ➡投票者数 900人、総得票数 4284票
- ・二次選考(平成29年11月15日(水))
 - 選考内容: 選考委員会委員による現地審査等
 - 選考結果: 景観賞6件及び特別賞1件、堺すてきサイン9件を選出



景観パネル展

■景観協定

地域のより良い景観の維持・増進を図るため、地域住民が景観に関する自主的なルールを定め、ルールを守っていく。地域住民である協定締結者によって組織される協定運営委員会において、建築計画が協定と適合しているか審査し、建築計画の承認を行う。協定締結 2件。

●スマ・エコタウン晴美台景観協定(平成25年2月15日認可)

場所: 堺市南区晴美台

目的: 建築物、敷地、外構・緑化、工作物、屋外広告物等の基準を定め、住宅地として良好な景観の維持、増進を図り、良好な景観の形成に資する。

住戸数: 65戸

基準内容(主なものを抜粋):

- ・建築物に関する基準…用途(1戸建て住宅)、階数(2以下)、高さ(10m以下)、色彩
- ・敷地・外構に関する基準: 敷地の最低限度(170平方メートル)、垣・柵透過率(50%以上)
- ・緑化に関する基準: シンボルツリー、アイストップツリー、コーナーツリー等を協定樹木として規定するとともに、協定樹木の位置や維持管理者についても規定



●タマタウン堺・泉ヶ丘景観協定(平成28年12月16日認可)

場所: 堺市南区逆瀬川

目的: 緑豊かな住宅地としての良好な景観の維持増進に資する。

住戸数: 210戸

基準内容(主なものを抜粋):

- ・建築物に関する基準…階数(2以下)、外壁・屋根の色彩
- ・敷地・外構に関する基準: 建築設備の配置(道路側に設けない)、門柱の配置
- ・境界塀の設置に関する基準: 最大高さ1.2m、上部0.6mは透過率50%以上
- ・緑化に関する基準: シンボルツリー(高木)の配置を規定

